

令和2年11月6日

文化庁長官
宮田 亮平 殿

公益財団法人日本博物館協会
会長 銭谷眞美

文化観光の推進等に係る令和3年度概算要求及び税制改正に関する要望について

新型コロナウイルス感染症により、世界的に博物館の運営に深刻な影響が生じている中、公益財団法人日本博物館協会は、「博物館における新型コロナウイルス感染 拡大予防ガイドライン」の策定など、全国の博物館に対する支援に努めております。政府におかれても、感染症予防対策や運営基盤の強化の取組等に対する支援を行っていただき、感謝申し上げます。

博物館は、文化財の保存・活用拠点としての機能はもとより、多様な地域文化の発信拠点として、地域振興に資する施設としての役割を担っています。こうした背景を踏まえ、令和2年5月1日に施行された「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（文化観光推進法）をはじめ、政府が推進する地域における文化観光の中核拠点としての役割を果たすことも重要と考えており、そのための支援を以下のとおり要望します。

1. 令和3年度概算要求に関する要望

コロナ禍を乗り越えて地域における文化観光を推進していくため、文化観光推進法に基づく取組の全国各地への一層の拡大、そのための計画作成支援や好事例やノウハウの普及等、また、博物館の有する文化資源やサービスの高付加価値化、コロナ禍にも対応した博物館の国際交流の促進、低利融資制度の創設など、地域の中小規模の施設が抱える課題の解決にも配慮した博物館への支援の一層の充実を要望します。

2. 令和3年度税制改正に関する要望

地域の古民家等の文化財について、博物館と連携した展示・体験・交流をはじめ、飲食・販売・宿泊施設等として活用することにより、文化財としての価値を高め、国内外からの来訪者の増加や地域における周遊・消費拡大を通じて、文化観光推進法が目指す文化の振興・観光の振興・地域活性化の好循環を創出することが期待されます。しかしながら、現状のコロナ禍も踏まえれば、これらの不動産取得に係る税負担は、博物館や連携する事業者にとって大きな障害となっていることから、不動産取得税の軽減を要望します。

3. 文化観光において博物館が果たすべき役割の普及啓発

文化観光推進法は、今後の博物館の発展的な在り方の可能性を示すとともに、博物館の運営課題の解決や機能充実につながるものとして大いに期待しています。この制度を通じて、各博物館が本来の「文化観光」の意味を理解し、博物館に一人でも多くの人々が訪れ、親しまれる存在となるよう、公益財団法人日本博物館協会としても各博物館への支援に努めてまいります。政府におかれても、本制度の趣旨や博物館に期待する役割について、中小規模の博物館の実情にも十分に配慮しつつ、一層の普及啓発を要望します。